**運営規程のイメージ（訪問入浴介護）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

長野県庁指定訪問入浴介護（及び介護予防指定訪問入浴介護）事業所　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、○○法人△△が開設する長野県庁指定訪問入浴介護（及び介護予防指

定訪問入浴介護）事業所（以下、「事業所」という）が行う指定訪問入浴介護（及び介護予防指定訪問入浴介護）（以下、「指定訪問入浴介護等」という。）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下、「従事者」という。）が、要介護状態（又は要支援状態）にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

1. 事業所の従事者は、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応

じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福

祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１） 名　称　長野県庁指定訪問入浴介護（介護予防指定訪問入浴介護）事業所

　（２） 所在地　長野県・・・・・・・・・・

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者　　　１名

　　　　 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

1. 看護職員・介護職員

看護職員　　　○名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、当日の入浴実施の判断及び入浴に当た

っての注意事項等を他の従業者に指示し、共に安全で快適な入浴を提供する。

介護職員　　　○名以上

　　　介護職員は、機材の適切な設置や準備等を行うとともに、他の従業者と協力して安全で快適な入浴を提供する。

**※兼務している職種がある場合には、員数の後に()で記載すること**

２　指定訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものし、これらの者のうち１人を当該サービス提供の責任者とする。（また、指定介護予防訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員１人をもって行うものとする。）

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日　　月曜日から土曜日

ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

　（２） 営業時間　午前９時から午後６時までとする。

　（３） サービス提供時間は、午前９時から午後６時までとする。

　（４） 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制と

する。

（指定訪問入浴介護等の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定訪問入浴介護等の内容は次のとおりとする。指定訪問入浴介護等を提供した

場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問入浴介護等が法定代理受

領サービスである時は、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を

乗じた額とする。

（１） 全身入浴

（２） 部分浴

（３） 清拭

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて１kmにつき　○○円

**※この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること**

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族（以下、「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○市、△△町、□□村の区域とする。

**※市町村内一部の場合は、地区名を記載。客観的にその区域が特定されるものとすること。**

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第８条　指定訪問入浴介護等を利用するにあたって、利用者及びその家族は、次に掲げる事

項に留意しなければならない。

　１　○時間前までに食事の摂取を済ませること。

　２　バイタルの安定値を超えた場合は、入浴を中止する場合があること。但し、主治医か

ら指示があった場合にはそれに従うものとする。

　３　入浴の前後に水分補給を十分に行うこと。

　４　利用者の身体状況の悪化又は要介護者等の都合により、サービスを利用しない場合

は速やかに連絡に今後の予定を調整すること。

**※利用者が指定訪問入浴介護等の提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項を記載する。**

（緊急時等における対応方法）

第９条　従事者は、指定訪問入浴介護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

　２　前項における対応を行った場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 虐待の防止のための指針を整備する。

（３） 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

**※研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。**

**年2回：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院**

**年1回：上記以外のサービス**

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条　事業所は、従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１） 採用時研修　採用後○カ月以内

（２） 継続研修　　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等に関する諸記録を整備し、その完結の

日から２年間（事故・苦情・身体拘束に関する記録は５年間）保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人△△と事業所の管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、

基準を満たす限り、任意のもので構いません｡